

世界の暴利規制一覧表

フランスでは

2000年日弁連調査によれば

事業者信用も消費者信用も、暴利貸借利率を規制している。

「市場平均実質利率」に1と3分の1を乗じた数値を超過するものを暴利としている（公定割合に相当する再調達金利は3.5%）

1999年1万フラン（約20万円）をこえた消費者向け貸付は、

10.92%が暴利の基準である。事業者に対しては、8.89%、6.55%、11.75%と分かれているが、極めて低い。

ドイツでは

市場金利の2倍が一応の基準である（日弁連調査）。

これ以下でも暴利とされる場合がある（相手の困窮に取じた貸付過剰な利益等・小野秀誠「利息制限法と公序良俗」180頁）

イギリスでは

40%をこえると暴利とされる。

40%以下でも、「合理的に必要とされない取引」や「債務者の利益にならない貸付」は、暴利とされる（小野前掲189頁）。

（わが国で行なわれている「返済のための貸付」つまり貸金業者間の金銭移動「コロガシ」による複利元本増殖は、債務者の利益にならず合理的でもなく、イギリスの暴利にあたりと考えられる）

アメリカでは

ニューヨーク等では約定最高利率を法定利率と同じ6%としている。法定利率を若干上回る8～12%を約定最高利率としている州が最も多い。憲法上の暴利禁止法（1934年改正により約定最高利率10%となった）も、一般法としてなお有効であるとされる（小野前掲書193頁）。日弁連調査では、規制のない州からの暴利貸金業者が移民等弱者を食いものにして問題となっている（2001年日弁連調査報告）。